

日本学生支援機構奨学金

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する 緊急採用(第一種)および応急採用(第二種)について

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震による災害に遭われた世帯の学生で、これから奨学金【緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)】の貸与を希望する方は、所定用紙を配布しますので学生課窓口まで申し出てください。

◆災害救助法の適用地域

【大阪府】大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

◆対象

- * 上記地域で災害に遭った世帯の学生
- * 上記以外の近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生
- * 上記適用地域およびその近隣地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

◆貸与始期および貸与終期

- * 緊急採用(第一種奨学金:無利子):
平成 30 年 6 月以降で申込者が希望する月から平成 31 年 3 月まで。
ただし、「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合、翌年度末(平成 32 年 3 月)まで貸与継続可能
- * 応急採用(第二種奨学金:有利子):
平成 30 年 4 月以降で申込者が希望する月から最短修業年限の終了月まで。

◆貸与月額

- * 2018 年度版『奨学金ガイド』10 ページ参照。
『奨学金ガイド』は学生課窓口にて配布、
または学生部 Web サイト(<https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/>)参照。

◆提出書類

- (1) 奨学生カードまたは更新用紙
- (2) スカラネット入力用紙(所定用紙)
- (3) 確認書兼同意書(所定用紙)
- (4) 父母の収入に関する証明書類
(最新年分の源泉徴収票または確定申告書の写し【第一表・第二表・収支内訳書】等)
- (5) 罹災(被災)証明書(市町村発行)※証明書が発行されない場合は、学生課窓口までご相談ください。
- (6) 出身高校の調査書(1 年次生のみ、評定平均値が記載されているもの。)